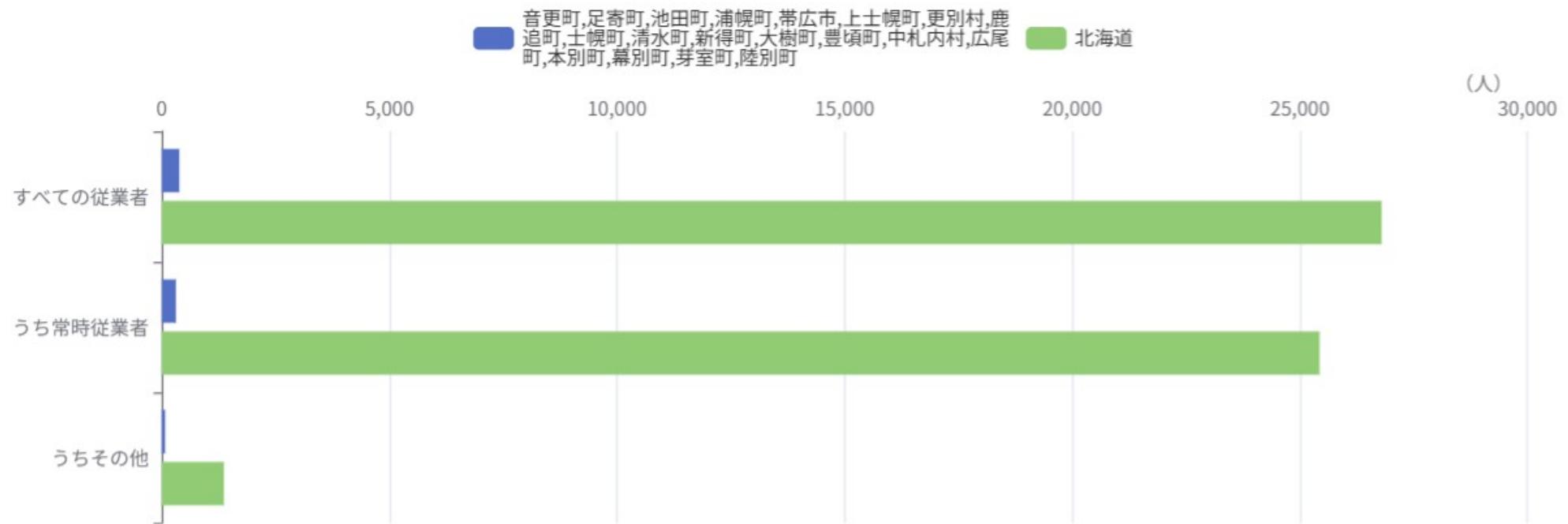


従業者数

形態別

2018年



【出典】

農林水産省「漁業センサス」

【注記】

北海道八雲町、青森県むつ市、山口県下関市、愛媛県八幡浜市、福岡県北九州市、大分県大分市については、大海区で分けられた地域を合算して表示している。

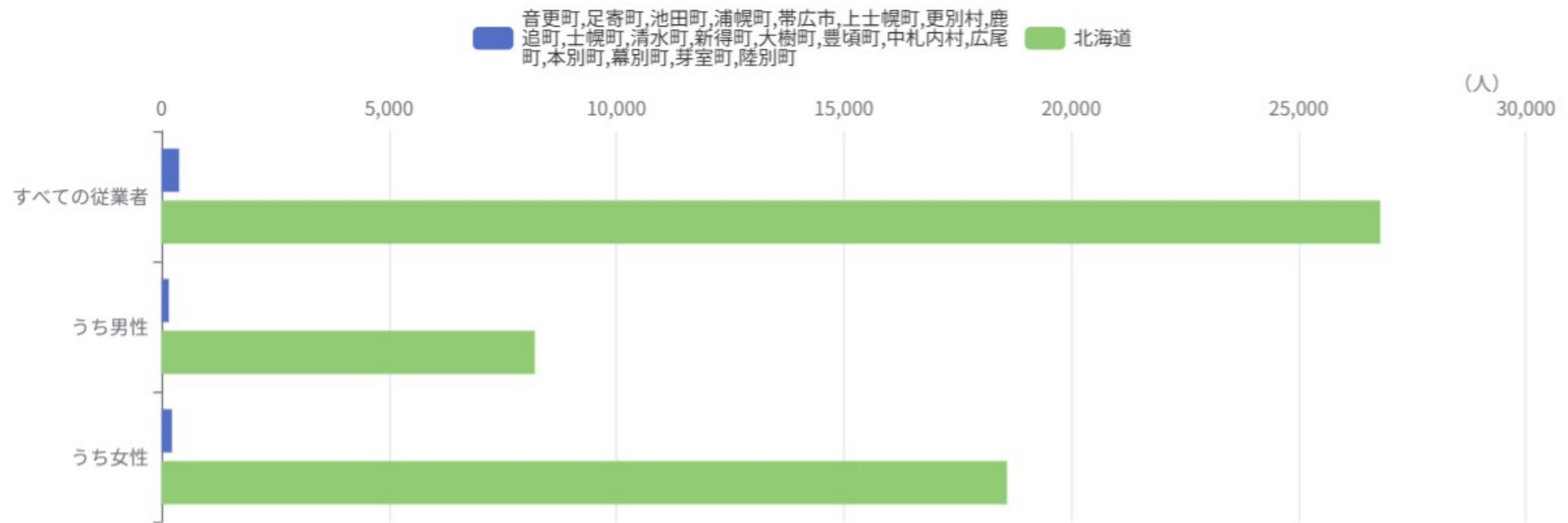
調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「X」表示としている。

なお、全体（計）からの差し引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「X」表示としている。

すべての従業者数

うち男女

2018年



【出典】

農林水産省「漁業センサス」

【注記】

北海道八雲町、青森県むつ市、山口県下関市、愛媛県八幡浜市、福岡県北九州市、大分県大分市については、大海区で分けられた地域を合算して表示している。

調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「X」表示としている。

なお、全体（計）からの差し引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「X」表示としている。

すべての従業者数

うち外国人

2018年



【出典】

農林水産省「漁業センサス」

【注記】

北海道八雲町、青森県むつ市、山口県下関市、愛媛県八幡浜市、福岡県北九州市、大分県大分市については、大海区で分けられた地域を合算して表示している。

調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「X」表示としている。

なお、全体（計）からの差し引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「X」表示としている。

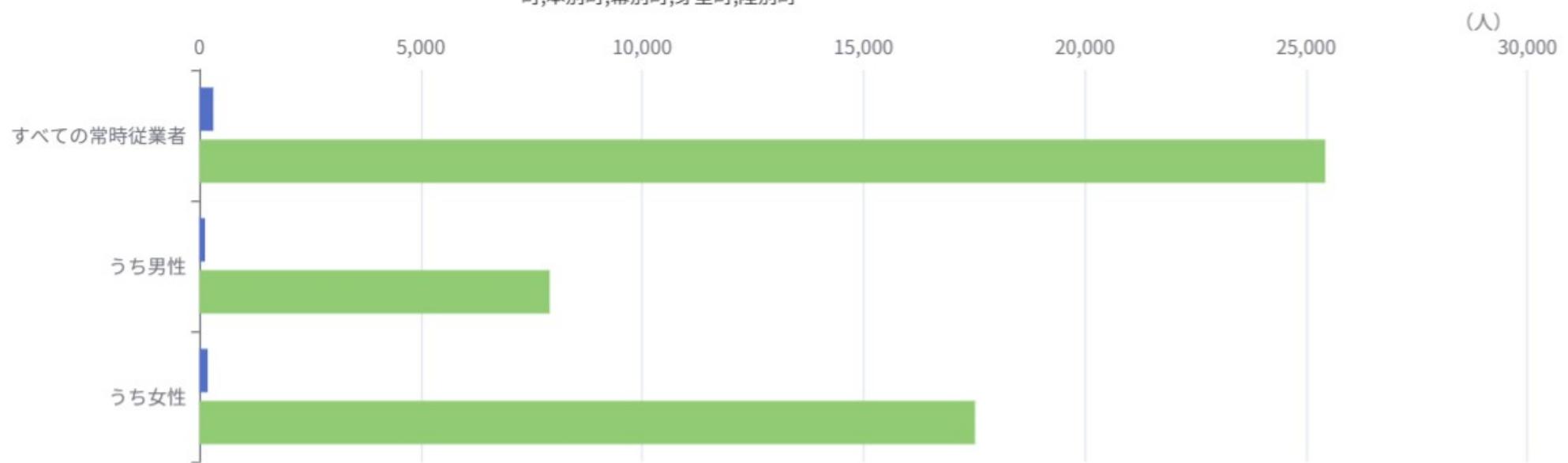
常時従業者数

うち男女

2018年

音更町,足寄町,池田町,浦幌町,帶広市,上士幌町,更別村,鹿追町,士幌町,清水町,新得町,大樹町,豊頃町,中札内村,広尾町,本別町,幕別町,芽室町,陸別町

北海道



【出典】

農林水産省「漁業センサス」

【注記】

北海道八雲町、青森県むつ市、山口県下関市、愛媛県八幡浜市、福岡県北九州市、大分県大分市については、大海区で分けられた地域を合算して表示している。

調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「X」表示としている。

なお、全体（計）からの差し引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「X」表示としている。

常時従業者数

うち外国人

2018年



【出典】

農林水産省「漁業センサス」

【注記】

北海道八雲町、青森県むつ市、山口県下関市、愛媛県八幡浜市、福岡県北九州市、大分県大分市については、大海区で分けられた地域を合算して表示している。

調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「X」表示としている。

なお、全体（計）からの差し引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「X」表示としている。

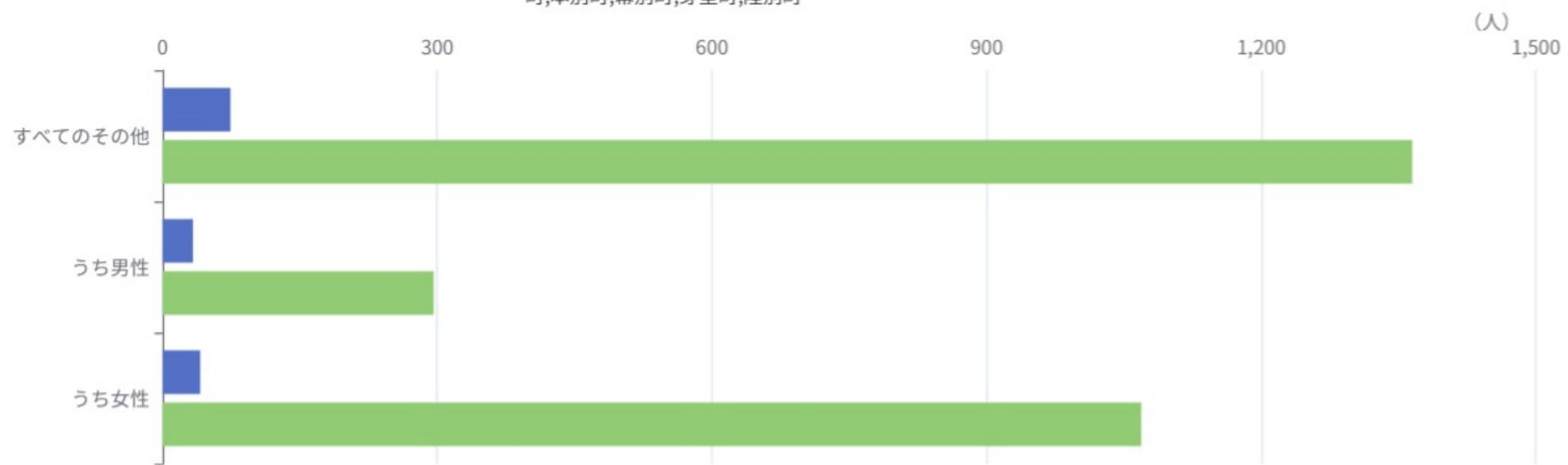
その他の従業者数

うち男女

2018年

音更町,足寄町,池田町,浦幌町,帶広市,上士幌町,更別村,鹿追町,士幌町,清水町,新得町,大樹町,豊頃町,中札内村,広尾町,本別町,幕別町,芽室町,陸別町

北海道



【出典】

農林水産省「漁業センサス」

【注記】

北海道八雲町、青森県むつ市、山口県下関市、愛媛県八幡浜市、福岡県北九州市、大分県大分市については、大海区で分けられた地域を合算して表示している。

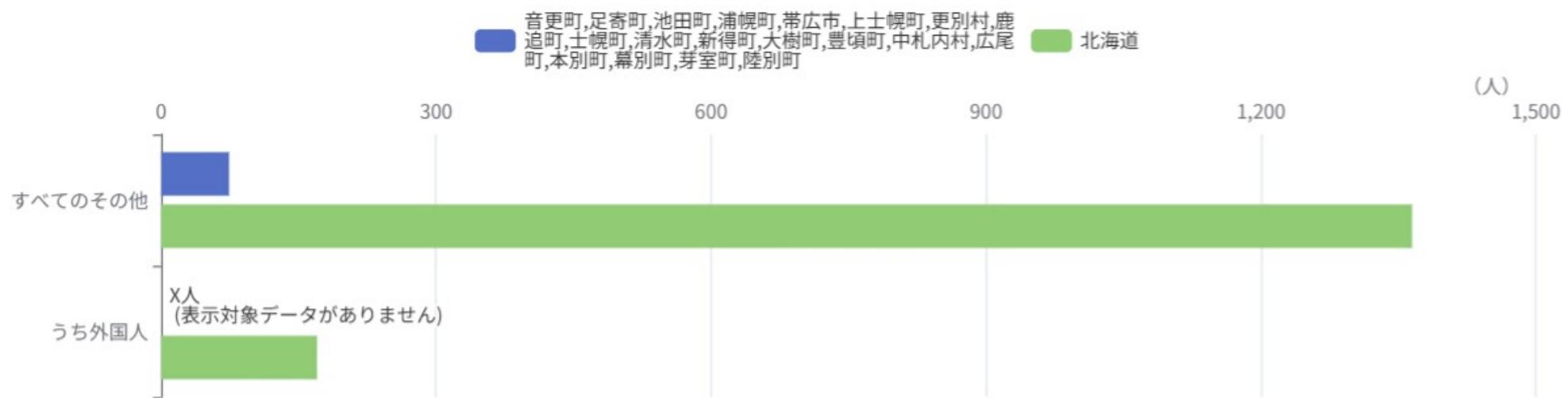
調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「X」表示としている。

なお、全体（計）からの差し引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「X」表示としている。

その他の従業者数

うち外国人

2018年



【出典】

農林水産省「漁業センサス」

【注記】

北海道八雲町、青森県むつ市、山口県下関市、愛媛県八幡浜市、福岡県北九州市、大分県大分市については、大海区で分けられた地域を合算して表示している。

調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「X」表示としている。

なお、全体（計）からの差し引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「X」表示としている。